二一〇一・一一	エキス、エッセンス及び濃縮物					
	砂糖を加えたもの	X				
	その他のもの					
二一〇一・一二	エキス、エッセンス又は濃縮物をもととした調製品及びコーヒーをもととした調製品					
	エキス、エッセンス又は濃縮物をもととした調製品					
	砂糖を加えたもの	A	X			
	その他のもの					
	コーヒーをもととした調製品					
	ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇％以上のもの		X			
	その他のもの					
	砂糖を加えたもの	X				
	その他のもの					
二一〇一・二〇	茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品					
	茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品					
	インスタントティー	A		八％	一五％	
	その他のもの					
	茶又はマテをもととした調製品					
	ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇％以上のもの		X			
	その他のもの					
	砂糖を加えたもの	X				
	その他のもの					
二一〇一・三〇	チコリーその他のコーヒー代用物（いったものに限る。）並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物					
	酵母（活性のものであるかないかを問わない。）及びその他の単細胞微生物（生きていないものに限るものとし、第三〇・〇二項のワクチンを除く。）並びに調製したベーキングパウダー			一五％	六％	
二一〇二・一〇	酵母（活性のものに限る。）					
二一〇二・二〇	酵母（不活性のものに限る。）及びその他の単細胞微生物（生きていないものに限る。）	X				
二一〇二・三〇	調製したベーキングパウダー	A				
二一・〇三	ソース、ソース用の調製品、混合調味料、マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード			七・二％		
二一〇三・一〇	醤油	X		九％	七・五％	
二一〇三・二〇	トマトケチャップその他のトマトソース					
二一〇三・三〇	マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード					
	小売用の容器入りにしたもの			九％	七・五％	
	その他のもの					
二一〇三・九〇	その他のもの					
	ソース					
	マヨネーズ、フレンチドレッシング及びサラダドレッシング	X		七・二％	七・二％	
	その他のもの					
	その他のもの					
	インスタントカレーその他のカレー調製品					
	その他のもの					
	グルタミン酸ソーダを主成分とするもの			九・六％	七・二％	
	その他のもの					

二一・〇四	スープ、ブロス、スープ用又はブロス用の調製品及び均質混合調製食料品					
二一〇四・一〇	スープ、ブロス及びスープ用又はブロス用の調製品					
	野菜のもの（気密容器入りのものに限る。）					
	その他のもの					
二一〇四・二〇	均質混合調製食料品			八・四％	七％	
二一〇五・〇〇	アイスクリームその他の氷菓（ココアを含有するかしないかを問わない。）			一二％		
二一・〇六	調製食料品（他の項に該当するものを除く。）					
二一〇六・一〇	たんぱく質濃縮物及び繊維状にしたたんぱく質系物質					
	ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇％以上の調製品（たんぱく質の含有量が全重量の八〇％以上でその成分中植物性たんぱくの重量が最大のたんぱく質濃縮物のうち、小売用の容器入りにしたもので一個の正味重量が五〇〇グラム未満のものを除く。）	X		一〇・六％	一〇・六％	
	その他のもの					
	砂糖を加えたもの	X				
	その他のもの					
	植物性たんぱく					
	たんぱく質の含有量が全重量の八〇％以上でその成分中植物性たんぱくの重量が最大のたんぱく質濃縮物のうち、小売用の容器入りにしたもので一個の正味重量が五〇〇グラム未満のもの	X		一〇・六％	一〇・六％	
	その他のもの					
	その他のもの					
二一〇六・九〇	ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇％以上の調製品					
	乳脂肪分が全重量の三〇％以下のもの					
	チーズ、ワイン及び他の成分（例えば、蒸留酒、塩、でん粉、香辛料。ただし、でん粉については、その含有量が全重量の三％以下のものに限る。）から成り、チーズの含有量が全重量の五〇％以上であり、かつ、アルコール飲料の含有量が全重量の二〇％以上のもののうち、小売用の容器入りにしたもの（容器ともの一個の重量が〇・九キログラム以下のものに限る。）	X	X	一五％	一〇・六％	
	注　関税上の特恵待遇を受けるために必要な申告を付さなければならない。当該申告のために必要な手続については、別添二で定める。					
	その他のもの					
	その他のもの					
	その他のもの					
	米、小麦（ライ小麦を含む。）又は大麦（裸麦を含む。）のいずれかの含有量が全重量の三〇％を超える調製食料品					
	その他のもの					
	糖水（着色料又は香味料を加えたものに限る。）、チューインガム及びこんにゃく					
	飲料製造に使用する種類の調製品でアルコールを含有するもの（アルコール分が〇・五％を超えるものに限る。）					
	果汁をもととした調製品（アルコール分が一％未満のものに限る。）			二九・八％（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）		
	その他のもの					
	その他のもの					
	砂糖を加えたもの	X				
	おたねにんじん又はそのエキスを含有する飲料のもと					
	各成分のうち砂糖の重量が最大のもの	A				
	その他のもの			二三・八％		